

## 住友重機械倫理規程

改正 2019年10月1日

制定 1998年6月8日

実施 1998年7月1日

当社役員および社員は住友重機械倫理規程を十分に理解し、社会の一員として法令を遵守するとともに、良識ある企業人としてフェアな事業活動を行わなければならない。

### 1. 人間の尊重

全ての人々の人格と人権を尊重する。

### 2. 法令および規程の遵守

法令および社内外の規程やルールの精神を尊重し、これを遵守する。

### 3. 公正な競争・取引

公正で自由な競争に基づく事業活動を行い、不当な手段や不透明な行為による利益の追求は行わない。

### 4. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。

### 5. 環境保全

環境汚染の防止は勿論のこと、省資源・省エネルギー、廃棄物削減、リサイクルを促進し、地球環境の保全に努める。

### 6. 公正な国際ビジネスと異文化の尊重

国際ビジネスにおいては、国際ルールや各国の法令の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重する。

(改廃)

本規程の改定はコンプライアンス委員会で審議のうえ、社長決裁を得て行う。

改正履歴

2007年4月1日

2019年10月1日